

| 3. 現状から考える今後の取組

1) 除草の時期の見直しとメリハリのある管理

① 除草の現状

■ 基本的な考え方

- ◎ 通学路や交差点などの安全確保が最優先
- ◎ 景観や生態系の保全とともに、利用実態等も踏まえた管理

■ 実施方法

- 定期除草 … ▶ 年間計画に基づく草刈り
 - ▶ 道路・河川・公園の各施設毎に、除草の標準的な回数及び時期を設定
- 臨時除草 … ▶ 要望への対応や安全確保などのための追加草刈り
 - ▶ 市民要望や現場確認などに基づき、緊急性が高い箇所を優先して実施

■ 回数・時期

道路			河川		公園	
種別	除草回数	除草時期	除草回数	除草時期	除草回数	除草時期
中央分離帯 植樹帯	1~2回	① 7~8月 ② 10~11月	1回	8~9月	2回	① 6~7月 ② 10~11月
法面 ほか	1回	7~8月				

| 3. 現状から考える今後の取組

1) 除草の時期の見直しとメリハリのある管理

② 今後の取組（除草方法および財政負担の最適化）

■ 最適化の考え方

- 道路
 - 除草回数：中央分離帯や植樹帯など、
安全上配慮が必要な箇所については、必要に応じて追加実施
 - 除草時期：要望が多い9月に追加などを検討
- 河川
 - 除草回数：年1回を原則としつつ、
特に治水、景観・利用に配慮が必要な箇所などは目的に応じて対応
 - 除草時期：梅雨の前後及び10～11月に追加などを検討
- 公園
 - 除草回数：利用頻度が高い公園のうち、特に都市景観・美観に配慮が必要な箇所
については、適切に対処
 - 除草時期：要望が多い8～9月に追加で対応などを検討

道路		河川		公園				
種別	除草回数	除草時期	視点	除草回数	除草時期	視点	除草回数	除草時期
※現在、検討中のものであり、実施回数や時期が決まっているものではありません。今後、様々な知見などにより変更することがあります。								
中央分離帯 植樹帯	2～3回	① 7～8月	治水	1～2回	① 6～7月 ② 8～9月	利用頻度高 かつ 都市景観・美観	3回	① 6～7月 ② 8～9月 ③ 10～11月
		② 9月 ③ 10～11月		1～2回	① 6～7月 ② 10～11月			
法面 ほか	1回	7～8月	生態系 その他	1回	① 8～9月	その他	2回	

→ 実施に必要となる財政負担の最適化も必要

| 3. 現状から考える今後の取組

2) 「総合的雑草管理（Integrated Weed Management）」の考え方の導入

◆ 地球温暖化や除草コスト上昇などの影響により、
従来の除草中心のやり方では維持管理が困難

→ 除草と草が生えにくい構造等を適所で効果的に組み合わせる
「総合的雑草管理(IWM)」の活用に向けた検討が必要

総合的雑草管理のイメージ

● 機械的 防除

- ▶ 草刈り機等による一般的な除草



● 物理的 防除

- ▶ カタマSP等による舗装
- ▶ 防草シートによる物理的效果 など



● 化学的 防除

- ▶ 植物調節剤などを使用した防草・抑草



効果的に組み合わせることで

除草頻度やコストを抑制

● 生物的 防除

- ▶ ヤギなどの動物に食べさせる
- ▶ 生物農薬の使用 など



● 耕種的 防除

- ▶ 土を耕す、入れ替える
- ▶ 雜草が生えにくい地被類などの植物を植える など



I 3. 現状から考える今後の取組

3) 協働の再設計

■ 方向性

- 自治会等のボランティアの方々などとの役割分担を再整理し、
担い手不足に対応した“無理のない協働体制”を再設計

■ 協働の再設計の考え方

- ▶ 官民の役割分担や既存支援制度の再整理
- ▶ 企業等との新たな連携施策の検討
- ▶ 施設の利用（活用）方法の転換 など

→ 多様な世代・団体が様々な形でつながり活動できる、
活気ある地域社会の実現を目指す

I 3. 現状から考える今後の取組

4) 効率化(新技術等の導入)の検討

- 効率的・効果的な雑草対策を行うため、より安価な材料を使用した防草(カタマ[®]SP等)や民間ノウハウの活用、包括管理型・性能規定型・民間提案型など、新しい除草・防草方法の導入などについてもあわせて検討していく

ex.カタマ[®]SP (防草)

- 従来の防草資材より安価である日本製鉄株式会社の製品「カタマ[®]SP」を使用した工法。

「カタマ[®]SP」は、鉄の製造時に副産物として発生する鉄鋼スラグから作られる製品で、鉄鋼スラグの「水と反応して自ら固まる性質」を活用した舗装材。
(※資材は日本製鉄株式会社から提供)

- 令和6年度より試験施工を開始。縁石等の目地の一部に雑草がみられたが、全体的に雑草は生育しておらず、防草効果を確認。

【施工後（R6.12）】



【道路・中央分離帯】

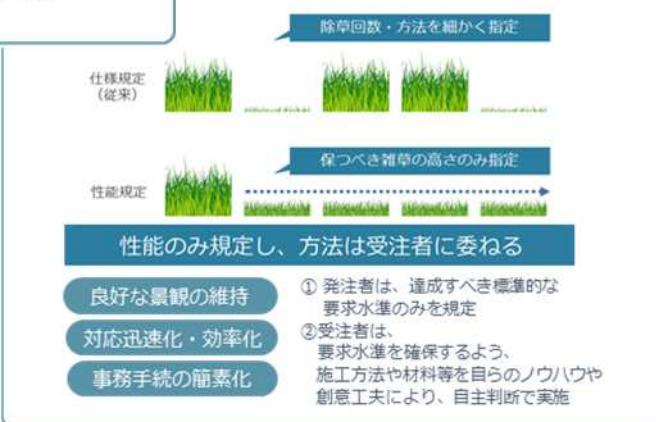
【8か月経過】



ex.包括管理型



ex.性能規定型



1. 背景（現状）

- 1) 『北九州市「道路・河川・公園」雑草対策基本戦略』とは
- 2) 地球温暖化などの気候変動の影響
- 3) 雜草が繁茂することによる課題
- 4) 除草コストの高騰による影響
- 5) 市民ボランティア団体の現状
- 6) 雜草に関する市民ニーズ
- 7) 戦略の必要性

2. 基本戦略の核心（4つの柱）

- 1) 基本戦略の核心と4つの柱
- 2) 4つの柱の考え方

3. 現状から考える今後の取組

- 1) 除草の時期の見直しとメリハリのある管理
- 2) 「総合的雑草管理」の考え方の導入
- 3) 協働の再設計
- 4) 効率化(新技術等の導入)の検討

4. 基本戦略がもたらす効果

| 4. 基本戦略がもたらす効果

「雑草対策基本戦略」策定がもたらす効果

- ▶ **温暖化の影響下** でも
安心して暮らせる **「安定した維持管理」の実現**
- ▶ **総合的雑草管理** と **新技術等への挑戦** により、
将来の除草コストの伸びを **できるかぎり抑制**
- ▶ **良好な景観の維持** や
危険箇所の早期対応 により、
市民が変化を実感できる都市環境へ

北九州市「道路・河川・公園」雑草対策基本戦略

～“未来”を創る持続可能な維持管理を目指して～

【各論編（道路）】

— 北九州市 都市整備局 —

1. 道路の役割と現状
2. あるべき姿
3. 管理水準の設定（4つの視点と対応方針）
4. 管理水準を担保するための取組・対策
5. 協働の取り組み

1. 道路の役割と現状

道路の役割

～市民の生活と経済活動を支える基盤～

交通機能の確保

人や地域を相互につなぎ、
日常生活やモノの輸送を支える

空間機能の創出

まちの骨格をつくり、景観を作成し、
日々の暮らしを支える
市のイメージにもつながる



道路の現状

～道路の役割を脅かす問題が顕在化～

現在の管理方法

- ・年1～2回の除草を実施
- ・利用状況に応じて局所的・臨時的対応

除草要望の主な理由

- ・視認性を阻害（車の運転時、草が邪魔で見えない）
- ・安全な通行の妨げ（雑草を避けて通行）
- ・まちのイメージ悪化（景観を損ねている、汚い）



| 2. あるべき姿

理想の姿

市内すべての箇所において、交通安全上に支障がない状態

かつ、景観上に支障がない状態、かつ、衛生上に支障がない状態

(市民が安心して、快適に利用できる、質の高い公共空間の実現)



現実的にあるべき姿（目標）

前提：雑草を完全にゼロにすることは困難。

できる限り市民生活や交通に支障を及ぼさない水準で

定期的かつ適切な管理が重要

市内すべての箇所において、**交通安全上に支障がない**状態を保ち、

場所にメリハリをつけて、景観上に支障がない状態や衛生上に支障がない状態を保つ

| 3. 管理水準の設定（4つの視点と対応方針）



1. 交通安全上 支障になる箇所

車両の通行や交差点の
視認性に影響する場所

対応：年間を通して
雑草の繁茂が
少ない状態を
保つ
(防草推進)



2. 景観に 配慮する箇所

緑化路線や商業施設等の
拠点施設の周辺

対応：年間を通して
雑草の繁茂が
少ない状態を
保つ



3. 生活環境箇所

住宅地などの生活環境箇所

対応：人通りが多い場所は
通行に支障がない
状態を保つ
人通りが少ない場所は
臨時対応



4. その他 (郊外部など)

人通りが少なく、生活環境
への影響が少ない場所

対応：臨時対応
(自然活用)

今後、定期除草を行う箇所について、上記管理水準を基本とする。

現在、定期除草を実施している箇所については、過去、安全上などの必要性から除草を実施しているため、見直しを行う場合は、慎重に判断を行う必要がある。

4. 管理水準を担保するための取組・対策

管理水準を

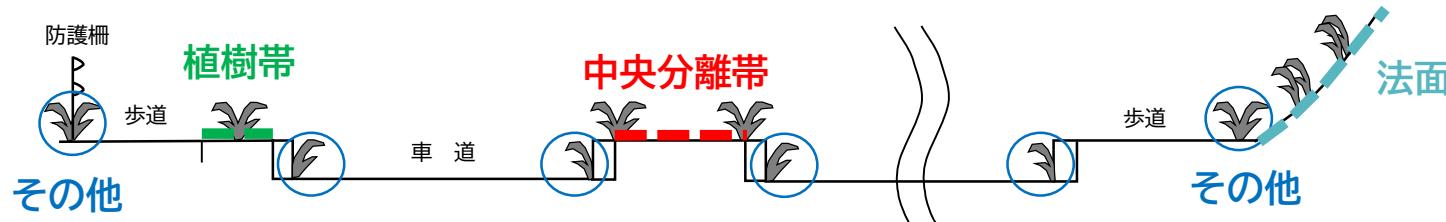
除草 + 防草 + (植物調節剤) + α (官民連携など)

担保するための手法 : を効率的に組み合わせる

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
草の成長サイクル	発芽期		急成長・繁茂期			成長減速期		休眠期			発芽期	
1 中央分離帯、植樹帯				1回目	2回目	3回目						
2 残地、その他				1回目								
3 法面				1回目								

※現在、検討中のものであり、実施回数や時期が決まっているものではありません。今後、様々な知見などにより変更することがあります。

※臨時除草については、必要に応じて実施



路線	場所	対策（除草・防草・植物調節剤の組合せ）
緑化路線	中央分離帯	必要に応じて地被類など緑に配慮した防草 + 草刈り
	植樹帯	必要に応じて緑の保全を考慮しつつ適切な防草 + 草刈り
	路側、その他	草刈り
その他路線	中央分離帯	カタマSPなどで防草を推進 + (植物調節剤)
	植樹帯	アスファルトなど現状に合わせた防草 + 草刈り
	法面、残地	【住宅地】草刈り + (植物調節剤) 【郊外部】臨時対応
	路側、その他	草刈り

I 5. 協働の取り組み

現在の取り組み

■道路サポーター (R7.3末現在、273団体)

- ・5人以上の団体が、道路の清掃や除草、花植えなどの景観美化活動ができる制度
- ・北九州市は、清掃用具の支給・貸与、花苗の支給、サインボードの設置などの支援を行う

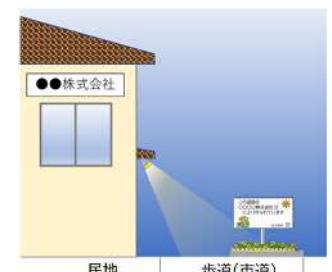
■道路ボランティア花壇 (R7.3末現在、27団体)

- ・少人数や個人でも、自宅前の植樹枠などに花植えができる制度
- ・北九州市は、種子の配布やゴミ回収などの支援を行う

新たな取り組み（案）

■道守制度（創設予定）

- ・企業が、地域貢献として行う新たな制度を創設する予定
- ・歩道(植樹帯、植樹枠含む)の除草及び清掃は必須要件
- ・花植えや照明灯の設置・点灯は任意要件
- ・北九州市は、協力してくれた企業に対して
サインボードの設置や社名をHPに掲載、ゴミ回収などの支援を行う



サインボードイメージ